

道本部労災職業病部会が第23回総会 1年間で126件の新規認定

8月22日に道本部労災職業病部会は第23回総会を開きました。総会には部会3役・幹事と代議員など17人が参加し、昨年の総会以降のとりくみをまとめるとともに、新年度の新規認定の目標を「100件」とし、新たに要療養となる組合員を「50人」増やすことなどの方針を決めました。

総会では深浦部会長が「ここ数年、コロナ禍によって部会の活動に制約をうけてきたが、昨年からは全道的な援助と協力でとりくみを前進させた。これをもっと発展させ、相談会に来た人たちへの個別のフォローも強めよう」とあいさつしました。また、今年の全国部会総会で部会長になった道本部の森国委員長は「じん肺診査ハンドブック」の改訂をめぐる危険なうごきについて報告しました。

昨年7月から今年の6月までの1年間で、新規認定は昨年の総会で決めた目標（100件）を上回る126件で、新たに要療養となった組合員は58人でしたが死亡や脱退により組織減となりました。総会の討論では、遺族補償不支給取り消しを求める「形石訴訟」の高裁での勝利をめざすこと、社会復帰事業団のとりくみや各地の「健康相談会」など活発な発言がありました。

函館支部が夏の「健康相談会」

函館支部は8月14日と15日に「夏の健康相談会」を道南郡部の8会場で実施し、5人からじん肺・振動障害・騒音性難聴で8件の相談を受けました。函館支部は毎年冬（1～2月）とお盆の時期（8月）に「健康相談会」を開いています。今回の相談会にむけては「北海道新聞」に約1万8千枚を折り込み、医療機関にポスターを掲示したほか過去の相談者にダイレクトメールを送りました。相談内容は「じん肺」が2件で2人が検査を受け、「振動障害」が3件で2人が検査、「難聴」は3件で3人が検査予定です。

北海道交運共闘が労働局要請

北海道交運共闘は8月21日に、交通運輸労働者の労働条件改善について北海道労働局に要請しました。要請には森国副議長（建交労道本部委員長）をはじめ宮澤事務局長（建交労道本部書記長）など4人が参加し、労働局からは監督課・賃金室・健康課・労災補償課などが対応しました。

はじめに森国副議長が「2024年問題や人手不足により運輸業界全体がひっ迫している。賃金労働条件を改善しながら、安全でかつ安心してはたらせる業界にしていくためにも、今日の要請を実りあるものにしたい」とあいさつし、回答を受けたあと意見交換をおこないました。

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）の各項目では、拘束時間にかかわっては「長時間の荷待ち問題」が業界の大きな課題であり、厚労省がとりくむ「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」を労働者へひろく知らせよう要請しました。

車両内ベッドについて、道内でも地方に滞在して業務せざるを得ない場合があり、宿泊施設を利用できず車両内ベッドで過ごさざるを得ない状況など現場の実態を知らせ、「車両内ベッドでの仮眠等は休息时间として認めない」ことをただちに実施して欲しいと要請しました。また、休息・休憩時間にかかわっては、デジタルタコグラフが自由に設定されてしまう実態があることについても意見交換し、局からは、「悪質な場合など、ぜひ情報を寄せて欲しい」と回答がありました。

また、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付制度の改正を踏まえ、港湾労働石綿被災保障制度について国として制度を創設すること」などについては、昨年と同様に「担当している本省の労働基準局労災管理課に報告する」との回答にとどまりました。